

令和3年度

監査結果報告書

〔 財政援助団体監査 〕

鳥羽市監査委員



鳥 監 第 4 7 号

令和 4 年 10 月 4 日

鳥羽市長 中 村 欣一郎 様

鳥羽市議会議長 木下 順一 様

社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会 会長 中 村 幸 照 様

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 山 本 哲 也

令和 3 年度 監 査 の 結 果 報 告 に つ い て

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施しましたので、同法同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

## 凡 例

- 1 文中及び表中で、千円単位で表示した金額は、原則として四捨五入した。  
また、比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 2 上記により、文中及び表中の金額及び比率は、内訳と、内訳の合計が合致しないものがある。
- 3 文中に用いているポイントとは、%間または指数間の単純差引数値である。
- 4 表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「0.0」・・・該当数字はあるが、単位未満のもの  
「—」・・・該当数字なし、又は算出不能なもの  
「△」・・・負の数、減少

# 鳥羽市財政援助団体監査

## 第1. 監査の概要

### (1) 監査種類

- ・地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

市が補助金・交付金、負担金等の財政援助を与えている団体や出資団体、公の施設の指定管理者等に対して、財政的な援助等に係る出納その他の事務の執行について、援助の目的のとおり適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に実施する監査である。

### (2) 監査事項

社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会の次の財政援助に係る令和2年度、令和3年度前期分の出納その他事務の執行並びに所管部局である健康福祉課の財政援助に係る事務の執行について監査を実施した。

対象補助金：鳥羽市社会福祉協議会運営費等補助金

#### ※社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として設置されている営利を目的としない民間組織である。原則1市町村に1つ設置されている。各地域における地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域における総合的な福祉の推進を図るために、さまざまな活動を行っている。

### (3) 監査実施期日

書面審査 令和3年10月22日 ～ 令和3年11月9日

監査実施団体による概要説明 令和3年11月9日

監査実施団体に対する聞き取り 令和3年11月9日

所管部局に対する聞き取り 令和3年11月16日

### (4) 監査方法

監査実施団体に対し、事業関係書類、決算報告書、経理関係帳票類の提出を求めるとともに、市の所管部局である健康福祉課に対し、補助金・負担金等の交付関係書類の提出を求めた。提出された関係書類をもとに、財政援助に係る事業が目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類の抽出検査、担当職員からの聞き取りにより監査を実施した。

## I. 監査対象の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会
- (2) 所在地 鳥羽市大明東町2-5
- (3) 設立 昭和29年11月1日（法人認可 昭和45年10月1日）
- (4) 基本財産 100万円
- (5) 目的 社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会定款（以下、「定款」という。）では、「鳥羽市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。」を目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行うとしている。
- (6) 事業内容 (定款に記載された事業)
- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - ④ ①から③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - ⑥ 共同募金事業への協力
  - ⑦ 老人介護支援センターの経営
  - ⑧ 障害福祉サービス事業の経営
  - ⑨ 地域活動支援センターの経営
  - ⑩ 特定相談支援事業の経営
  - ⑪ 障害児相談支援事業
  - ⑫ 生活福祉資金貸付事業
  - ⑬ 総合相談事業
  - ⑭ 法外援護資金等貸付事業
  - ⑮ 福祉サービス利用援助事業
  - ⑯ その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (7) 沿革
- 昭和 29 年 11 月 市制施行と共に合併 8 ヶ町村の任意団体を合併し設立  
月
- 昭和 42 年 4 月 法外援護資金貸付業務の開始
- 昭和 45 年 10 月 社会福祉法人の設立認可  
月
- 平成 4 年 会員（会費）制度を導入
- 平成 5 年 4 月 ボランティアセンター 設置
- 平成 7 年 4 月 ボランティア活動支援基金 設立
- 平成 11 年 4 月 ホームヘルパーを市から社協へ移管
- 平成 12 年 4 月 保健福祉センター「ひだまり」オープン  
事務所を保健福祉センター「ひだまり」に移す  
介護保険制度の開始  
指定居宅介護支援事業所（離島分室含む）・指定居宅サービス事業所（訪問介護・通所介護）・離島分室（訪問介護・訪

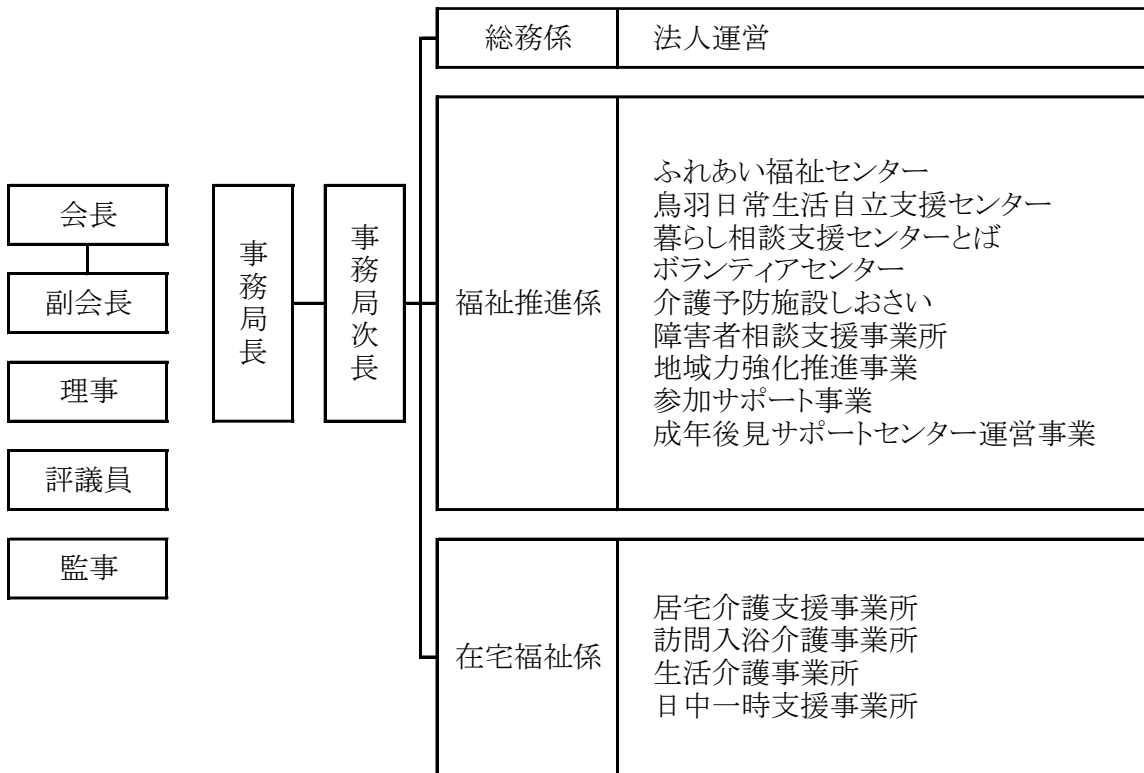
	問入浴介護)として事業所指定を受け、事業を開始 市受託事業(保健福祉センターの運営管理業務・障害者デイサービス事業・在宅介護支援センター(基幹型)業務・老人ホームヘルプ(自立)事業・生きがいデイサービス(基本型)事業・軽度生活支援事業)の開始 離島地区の人材育成を図るため、ホームヘルパー養成講座(2級)を実施(54名が資格取得、うち離島19名) ボランティアの協力により、会員制度による移送サービス実施
平成12年6月	「社会福祉事業法」が改正され、「社会福祉法」として施行される
平成13年4月	社会福祉法の施行により、定款を改正 平成12年2月に「社会福祉法人会計基準」が通知されたことに伴い、会計規程を廃止し新経理規程を施行 福祉サービスに関する「苦情解決」事業実施要領を施行 市受託事業(移送サービス・生きがいデイサービス(趣味創作型)事業)の開始
平成14年	離島からの通所介護サービス等利用者の送迎支援を行うため、外出支援協力員を配置
平成15年	市が事業所指定を受け、障害者等指定居宅支援事業所を設置しサービスを開始 弁護士による法律相談の開始(年6回) 市受託事業(転倒骨折予防教室)の開催 地域福祉権利擁護事業推進員の配置(1名兼務)
平成16年	ふれあいのまちづくり事業(国庫補助事業)・障害児生活支援事 (ムーブメント活動)の実施・総合相談事業の充実(法律相談の充実〈年6回から12回開催へ〉、こども相談の実施及び市の相談窓口との連携強化〈人権・行政相談のひだまりでの実施〉)
平成17年	市受託事業(要約筆記奉仕員事業(基礎課程))の実施 住民参加型在宅福祉サービス(ほっとスマイルサービス)開始・ふれあいいきいきサロン設置開始・福祉いどばた会議(福祉出前トーク)開始・相談事業の充実(司法書士相談、年6回実施)・介護保険事業に係る離島分室をひだまり事業所へ統合 市受託事業(要約筆記奉仕員事業(応用過程)・家族介護者交流事業・児童デイサービスの受託経営・ふれあいのまちづくり事業)の実施
平成18年4月	福祉有償運送事業の開始

	介護保険法改正に伴い、介護予防サービス事業を開始（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防訪問入浴介護）在宅介護支援センターの名称変更（基幹型在宅介護支援センター受託事業の廃止による）
平成 18 年 10 月	障害者自立支援法に基づく新サービス体系へ移行（居宅介護・重度訪問介護）市受託事業（相談支援事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業・障がい訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業）の開始
平成 19 年 3 月	移送サービスの受託及び保健福祉センター受託経営事業の廃止（市直営方式へ）移行
平成 20 年 3 月	基本型生きがいデイ事業廃止
平成 20 年 4 月	障害者自立支援法に基づく事業（就労継続支援 B 型事業（海の子））の開始
平成 22 年 4 月	第 1 期鳥羽市地域福祉活動計画策定及び計画の推進地域福祉推進員の設置開始
平成 23 年 3 月	福祉有償運送事業終了
平成 24 年 4 月	障害者自立支援法に基づく計画相談事業・障害児相談事業の開始
平成 24 年 5 月	同行援護事業の開始
平成 25 年 4 月	鳥羽市障がい者福祉センターゆめぱーるを開設し、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を開始
平成 26 年 4 月	「社会福祉法人新会計基準」に対応するため経理規程を全部改正し、26 年度予算から新会計基準に移行
平成 27 年 4 月	第 2 期地域福祉活動計画（平成 27 年度～31 年度の 5 か年）の開始・生活困窮者自立支援法施行に伴い、市受託事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業）開始
平成 28 年 10 月	介護保険制度改正に伴い「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」について、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の「第 1 号訪問事業」、「第 1 号通所事業」）に移行
令和 2 年 3 月	就労継続支援 B 型事業（海の子）の廃止
令和 2 年 9 月	訪問介護事業所、障害者居宅介護事業所の廃止
令和 2 年 10 月	参加支援・ひきこもりサポート事業（受託事業）「さんぽみち」の開始



令和3年4月 障害者基金相談支援センター受託  
令和3年10月 成年後見支援センター事業の開始  
法人後見事業の開始

(8) 組織 市社会福祉協議会より提出された資料によると、組織図は次のとおりである。



定款の規定により、市社会福祉協議会には理事 10 名（うち会長 1 名、副会長 1 名）、評議員 13 名、監事 2 名の役員が置かれている。また、同第 20 条の規定により事務局が置かれており、事務を処理するため、事務局長 1 名、総務係、福祉推進係、在宅福祉係が配置されている。

職員は、令和 3 年 9 月 1 日時点において、正職員 16 名、臨時職員 7 名の計 23 名で構成されている。

## II. 財政援助の状況

令和2年度及び令和3年度の補助金等の内容及び交付状況は次のとおりである。

鳥羽市社会福祉協議会運営費等補助金		
根 拠	鳥羽市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱	
交 付 目 的	鳥羽市における社会福祉協議会活動の育成、援助等を行い、もって利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図る。	
補 助 対 象 事 業	(1) ボランティアセンターの運営等に関する事業 (2) 市内の福祉協力校実施する福祉教育支援事業 (3) 民生委員・児童委員活動費助成事業 (4) 鳥羽市遺族会活動費助成事業 (5) その他、地域福祉の増進に資する事業のうち、市長が認めたもの	
対 象 経 費	鳥羽市社会福祉協議会の役員の報酬として必要な費用 (ただし、会長、理事、評議員、監事、評議員選任解任委員に係るものに限る) 鳥羽市社会福祉協議会の運営に必要な職員に係る人件費 (ただし、各種手当(通勤手当・扶養手当・住居手当・資格手当・管理職手当・時間外手当)及び職員賞与、退職手当、法定福利費含む) 補助対象事業各号に係る費用	
補 助 率	2分の1	
年 度	令和2年度(確定額)	令和3年度(決定額)
交 付 状 況	15,849,662 円	11,230,000 円

市社会福祉協議会の会計処理は、平成 26 年度より社会福祉法人会計基準に基づき行われており、令和 2 年度決算状況は次のとおりである。

法人単位資金収支計算書  
(自) 令和2年4月1日 (至) 令和3年3月31日

単位(円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	
事業活動による収支	収入	会費収入	2,450,000	2,242,250	207,750
		寄付金収入	423,000	91,772	331,228
		経常経費補助金収入	21,174,000	17,643,652	3,530,348
		受託金収入	49,657,700	50,598,100	△ 940,400
		貸付事業収入	100,000	0	100,000
		事業収入	500,000	810,850	△ 310,850
		介護保険事業収入	49,228,000	39,204,743	10,023,257
		障害福祉サービス等事業収入	59,515,000	43,385,985	16,129,015
		受取利息配当金収入	34,000	17,170	16,830
		その他の収入	1,891,349	3,468,290	△ 1,576,941
		事業活動収入計(1)	184,973,049	157,462,812	27,510,237
	支出	人件費支出	154,868,000	144,990,754	9,877,246
		事業費支出	17,966,349	15,708,160	2,258,189
		事務費支出	30,389,700	19,741,825	10,647,875
貸付事業支出		100,000	0	100,000	
共同募金配分金事業費		20,000	0	20,000	
助成金支出		5,661,000	4,077,459	1,583,541	
負担金支出		750,000	2,290,973	△ 1,540,973	
その他の支出		0	14,908	△ 14,908	
事業活動支出計(2)	209,755,049	186,824,079	22,930,970		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		△ 24,782,000	△ 29,361,267	4,579,267	
施設整備等に よる収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
施設整備等支出計(5)	0	0	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(3)-(4)		0	0	0	
その他の活動による収支	収入	基金積立資産取崩収入	500,000	232,700	267,300
		積立資産取崩収入	15,000,000	21,387,363	△ 6,387,363
		事業区分間繰入金収入	12,550,171	0	12,550,171
		サービス区分間繰入金収入	10,292,235	0	10,292,235
		その他の活動収入計(7)	38,342,406	21,620,063	16,722,343
	支出	基金積立資産支出	302,000	93,555	208,445
		積立資産支出	1,311,000	1,076,032	234,968
		事業区分間繰入金支出	12,550,171	0	12,550,171
		サービス区分間繰入金支出	10,292,235	0	10,292,235
		その他の活動支出計(8)	24,455,406	1,169,587	23,285,819
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		13,887,000	20,450,476	△ 6,563,476	
予備費支出(10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 10,895,000	△ 8,910,791	△ 1,984,209	
前期末未払資金残高(12)		14,372,000	65,865,883	△ 51,493,883	
当期末未払資金残高(11+12)		3,477,000	56,955,092	△ 53,478,092	

法人単位貸借対照表  
令和3年3月31日現在

(単位:円)

資産の部			負債の部				
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	62,863,792	76,632,824	△ 13,769,032	流動負債	13,248,717	20,911,668	△ 7,662,951
現金預金	3,970,404	20,059,611	△ 16,089,207	事業未払金	5,064,670	9,555,850	△ 4,491,180
小口現金	8,012	48,210	△ 40,198	預り金	92,371	61,811	30,560
一般会計	8,012	48,210	△ 40,198	介護予防事業預り金	9,600	0	9,600
普通預金	3,260,109	19,309,309	△ 16,049,200	日中一時支援事業預り金	82,111	59,281	22,830
一般会計	3,260,109	19,309,309	△ 16,049,200	手数料預り金	660	2,530	△ 1,870
定期預金	702,283	702,092	191	職員預り金	751,659	1,149,280	△ 397,621
事業未収金	6,721,873	19,690,381	△ 12,968,508	源泉所得税預り金	118,306	168,618	△ 50,312
未収補助金	52,170,515	36,587,132	15,583,383	住民税預り金	312,200	467,700	△ 155,500
立替金	0	277,200	△ 277,200	雇用保険料預り金	224,601	302,141	△ 77,540
仮払金	1,000	18,500	△ 17,500	社会保険料預り金	95,552	210,821	△ 115,269
固定資産	263,839,607	295,435,514	△ 31,595,907	その他職員預り金	1,000	0	1,000
基本財産	163,528,259	173,088,391	△ 9,560,132	賞与引当金	7,340,017	10,144,727	△ 2,804,710
建物	162,528,259	172,088,391	△ 9,560,132	固定負債	9,013,761	12,808,072	△ 3,794,311
定期預金	1,000,000	1,000,000	0	退職給与引当金	9,013,761	12,808,072	△ 3,794,311
その他の固定資産	100,311,348	122,347,123	△ 22,035,775	負債の部合計	22,262,478	33,719,740	△ 11,457,262
建物	513,006	553,443	△ 40,437	純資産の部			
構築物	3,190,315	4,370,551	△ 1,180,236	基本金	1,000,000	1,000,000	0
機械および装置	122,289	138,706	△ 16,417	基本金	1,000,000	1,000,000	0
車両運搬具	8	8	0	基金	18,625,301	18,764,446	△ 139,145
器具及び備品	172,571	218,699	△ 46,128	福祉基金	10,362,279	10,289,480	72,799
権利	115,920	115,920	0	ボランティア活動支援基金	8,263,022	8,474,966	△ 211,944
法外援護資金貸付金	1,093,380	1,093,380	0	国庫補助金等特別積立金	122,995,877	130,542,513	△ 7,546,636
退職給付引当資産	9,013,761	12,808,072	△ 3,794,311	国庫補助金等特別積立金	122,995,877	130,542,513	△ 7,546,636
福祉基金積立資産	10,362,279	10,289,480	72,799	その他の積立金	67,464,797	84,283,898	△ 16,819,101
ボランティア活動支援基金積立資産	8,263,022	8,474,966	△ 211,944	職員退職手当積立金	0	1,832,944	△ 1,832,944
職員退職手当積立資産	0	1,832,944	△ 1,832,944	法外援護積立金	1,211,572	1,211,572	0
法外援護積立資産	1,211,572	1,211,572	0	備品等購入積立金	26,468,556	26,465,912	2,644
備品等購入積立資産	26,468,556	26,465,912	2,644	事業積立金	39,784,669	54,773,470	△ 14,988,801
事業積立資産	39,784,669	54,773,470	△ 14,988,801	次期繰越活動増減差額	94,354,946	103,757,741	△ 9,402,795
				次期繰越活動増減差額	94,354,946	103,757,741	△ 9,402,795
				(うち当期活動増減差額)	△ 26,454,596	△ 36,698,412	10,243,816
				純資産の部合計	304,440,921	338,348,598	△ 33,907,677
資産の部合計	326,703,399	372,068,338	△ 45,364,939	負債及び純資産の部合計	326,703,399	372,068,338	△ 45,364,939

## 第2. 監査における所見等

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、関係書類及び関係諸帳簿を照合した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査における所見等は次のとおりであるが、事務処理上の軽易な注意事項については、その都度口頭等で善処すべき旨を指示した。

監査対象団体においては、監査の結果、改善を要する事項について適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

所管部局においては、今後も適切な事業運営に向け、事業の実施状況、経営成績及び財政状態を把握し、指導監督に努められたい。

### (1) 監査対象団体に対する所見等

#### ① ボランティア活動支援事業について〔努力・要望事項〕

令和2年度は155,552円の収支差額が出ており、それを次年度に繰り越す形になっていた。補助金は年度ごとに精算するのが好ましく、団体側で繰り越すという制度はないため担当課に確認されたい。

また、例年補助金が不足しているということであれば、次年度以降については増額交渉されたい。

### (2) 所管部局に対する所見等

#### ① 補助金実績内訳について〔努力・要望事項〕

補助金の交付確定による処理については、補助等実績報告書内容を確認し、当該団体が保有する関連諸帳簿等との擦り合わせの他、疑義等があった場合は担当職員へ確認を行う等、補助事業の適正な遂行に努められたい。